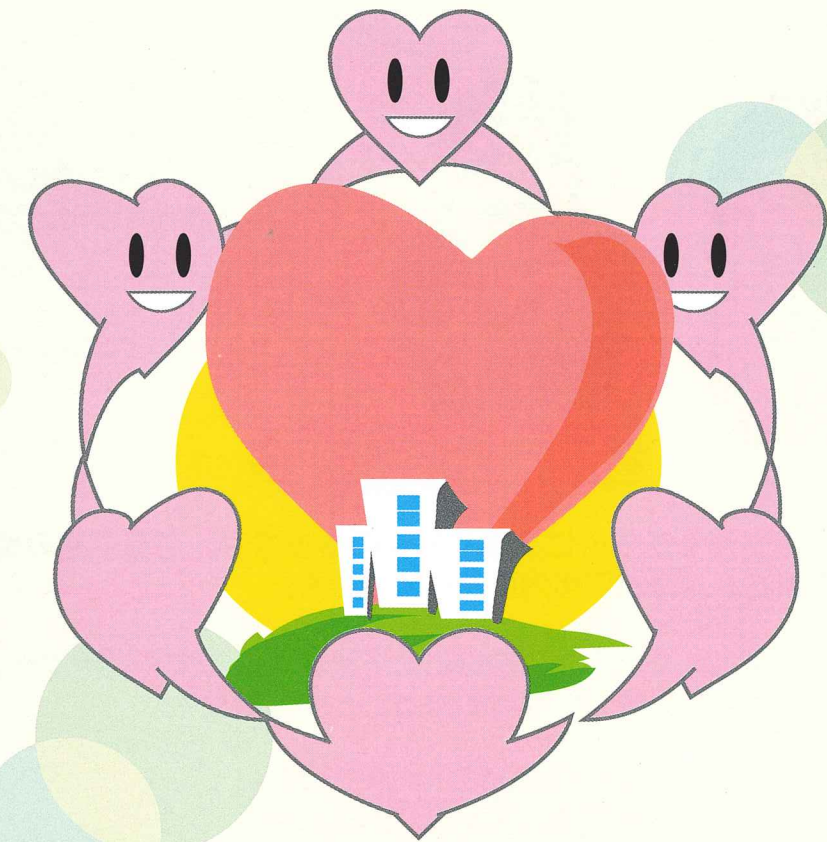


日常生活自立支援事業



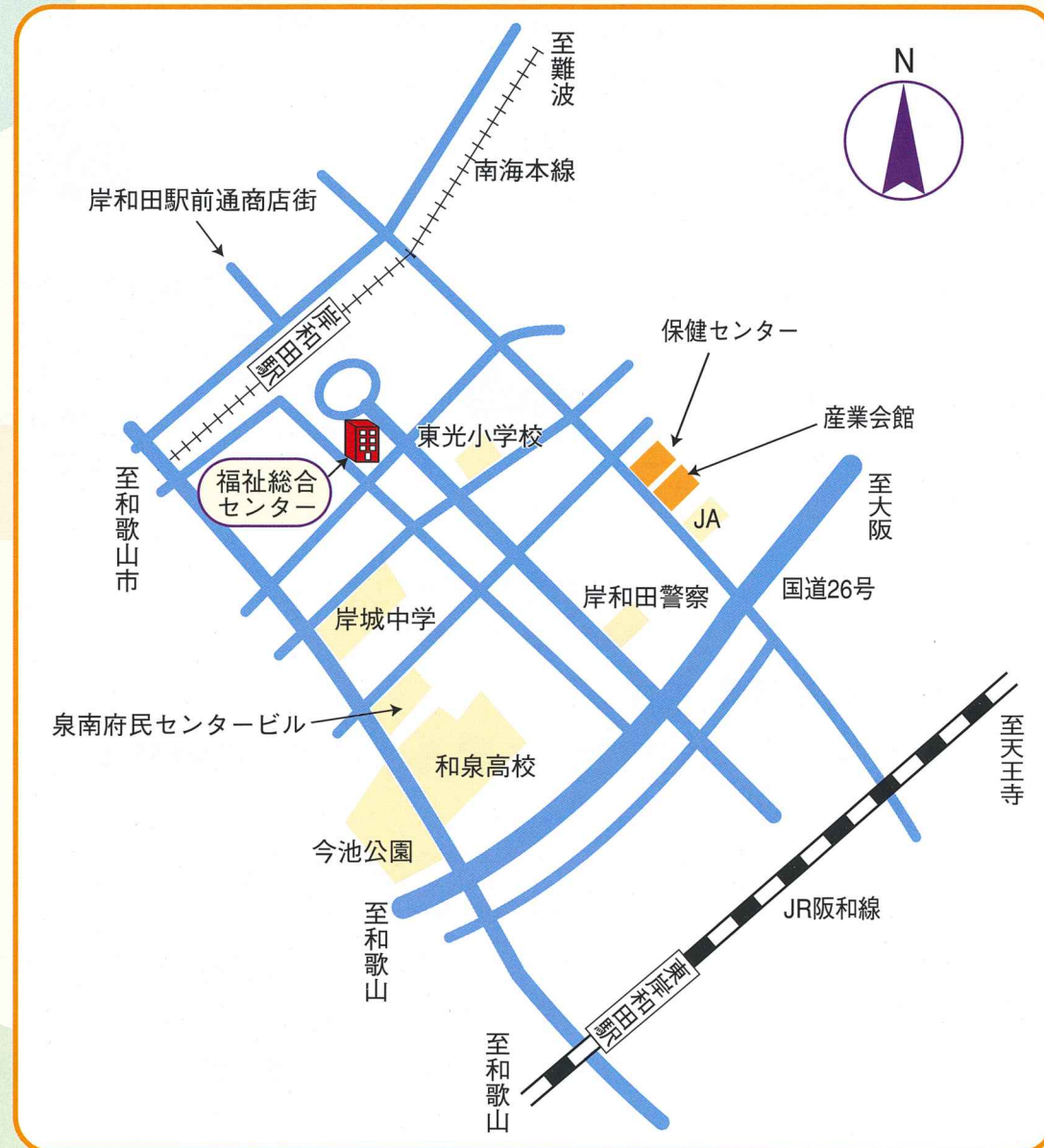
◆福祉サービス利用援助事業◆

◆日常金銭管理◆

◆通帳や証書の保管◆

社会福祉
法人

岸和田市社会福祉協議会



社会福祉
法人 岸和田市社会福祉協議会

〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5 (市立福祉総合センター内)

TEL.072-439-8241

FAX.072-431-1500

受付時間 9:00～17:30 (土・日・祝・年末・年始を除く)

このようなことで、困ったことはありませんか？

福祉サービス（介護保険・作業所・ガイドヘルパーなど）を利用したいけど、1人でどうすればいいかわからない……

生活費などお金の管理に自信がない。
郵便局や銀行に行って、お金の入出金や振込み手続きの方法がわからない。

通帳や印鑑、大事な書類をどこに置いたか忘れてしまう。
大切な書類を失わないように預って欲しい。



利用出来る方

何らかの理由で日常生活を送るのに支障や不安のある方で、この事業の契約を自分で決めることが出来る方。（岸和田市内にお住まいの方）

※市内の病院に入院されている方、施設に入所されている方も利用できます。
※ご本人に代わって成年後見人等が契約することもできます。

サービス内容

種 類	具体的なサービス内容
福祉サービスの利用援助	●福祉サービスについての情報提供・助言 ●福祉サービスを利用する、またはやめるための必要な手続き ●福祉サービスの利用料を支払う手続き ●福祉サービスの苦情を解決するための手続き など
日常の金銭管理サービス	●年金や福祉手当の受領手続き ●病院などの医療費の支払い手続き ●税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き ●日常の生活費（食費、家賃など）の支払い手続き ●預貯金の引き出し、解約、預け入れなどの手続き など
通帳・証書等 預かりサービス	●預貯金通帳（定期預金、定額貯金など） ●証書（年金証書、保険証書、権利証、契約書など） ●実印、銀行印 などの預かり

契約までの流れ

相談受付

岸和田市社会福祉協議会へ
ご相談下さい。

調査・調整

職員がご自宅へ訪問し、
制度について詳しい
説明をします。

支援計画の作成

サービスのご利用について
一緒に計画を立てます。

契 約

ご本人と
岸和田市社会福祉協議会で
契約を結びます。

サービス利用の開始

職員がサービスを提供し、
利用料金をいただきます。
必要に応じ、支援計画の
見直しを行います。

利用料金

- 相談は無料です。
- サービス利用料金は、職員にお問い合わせください。

成年後見制度の利用支援

- 岸和田市社会福祉協議会では、法定後見制度や任意後見制度の説明や利用のための具体的な手続き方法などの相談をお受けし支援します。
- 成年後見制度の申立て、後見業務などを行う弁護士会、司法書士会などの専門機関を紹介します。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。